

中国における不正行為の法実務および対策

在中国日系企業において不正行為が多発している。どう対処すればよいか。

(2022年11月9日開催、日外協「第2回中国シリーズ講演会」から抜粋)

講師

北京市金杜法律事務所 (King & Wood Mallesons)

弁護士 **劉 新宇 氏**

不正行為への管理がおろそかに

不正行為の代表的なものは2つ。商業賄賂と、管理職・従業員による不正行為である。これらが頻発する背景として挙げられるのは、市場利益の過度な追求、コンプライアンス・リスクマネジメントに関する知識の欠如、現地化が進む一方で日本本社とのコミュニケーション不足、コロナ感染拡大防止が優先され不正行為管理が軽視されていること、渡航困難などにより日本人管理職(駐在員)が不在で現地会社の管理が手薄になっていること、などである。

商業賄賂 —— 手段が多様化

商業賄賂の贈り先の対象となるのは、①取引相手の従業員、②取引相手の委託を受けて関連事務を処理する組織(企業)または個人、③職権または影響力を利用して取引に影響を及ぼす組織または個人。取引の機会または競争における優位性獲得を目的とする商業賄賂は、他の競争者を排除し、公正に競争する市場秩序を乱す不正行為である。

表 個人による商業賄賂犯罪行為に関わる立件基準

	相手	賄賂の金額 1人民元は約 20 円
贈賄犯罪	企業	10万人民元以上、または10万人民元未満+法定の情状
	国家公務員	3万人民元以上、または1万～3万人民元+法定の情状
	民間企業従業員	3万人民元以上
収賄犯罪	国家公務員	3万人民元以上または1万～3万人民元+法定の情状
	民間企業従業員	3万人民元以上

出所：講演資料を元に日外協作成

正行為である。

民間企業対民間企業の取引は、以前は不正競争防止法で規制を行う商業賄賂の対象になっていたが、2017年の法改正により対象外となっている。

国家機関の行政職員だけでなく、国有企業などで公務に従事する者も「国家公務員」に該当する。日本より範囲が広い。また、従業員個人による行為であっても、会社の利益のために行った、会社の了解をとったと見なされれば、組織犯罪になる可能性もある。部下の贈賄行為について、社内決裁や伝票などにサインした場合、管理職による贈賄行為の指示・承認に該当すると見なされる可能性もある。「知らなかった」だけでは済まされない。1回あたりの贈与額が少額でも、刑法では累計で立件基準の金額に達すると、賄賂と確定される。

近年の中国では、商業賄賂に対する取り締まりは強化される方向にあり、刑事責任、行政責任、民事責任のいずれも問われることになる。刑事責任は、贈賄には無期懲役、収賄には死刑も。組織犯罪の場合でも、関係する個人は処罰を受ける。行政処罰の対象となるのは、事業者(組織)であり、違法所得の没収や、10万元以上300万元以下の過料が科される。情状が重大な場合は、営業許可証の取り消しもある。民事責任は、他の事業者に対する損害賠償責任、契約無効のリスクなど。

法律は贈答の名を借りた贈賄行為を禁止して